

神川町住宅リフォーム資金補助金

町内業者を利用して行う住宅リフォーム工事を補助します

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

町では地域経済の活性化と居住環境の向上を図るため、自らが居住する住宅をリフォーム工事する場合にその経費の一部を補助します。

補助対象者 次のすべてに該当する方

- ①神川町に居住し住民登録していること
- ②対象となる住宅の所有者であり、居住していること
- ③町税等の滞納がないこと
- ④町で実施している他の同様の補助金等を受けていないこと

補助対象工事 次のすべてに該当する工事

- ①町内業者が施工する工事費20万円以上(税抜)の住宅リフォーム工事
 - ・住宅の内外装を修理または修繕する工事
 - ・住宅の増改築(建替えを除く)または間取りを変更する工事
 - ・居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改良工事 など
- ②補助金交付申請後、交付決定を受けてから着工し、年度内に工事完了報告書を提出できる工事

補助金額 工事費(税抜)の10%(千円未満切捨て)、上限10万円

その他 必ず工事着手前に申請してください。工事着手後の申請は補助対象外となります。
申請額が予算限度額に達した時点で受付を終了します。



町ホームページ

くらしの110番 分電盤の点検商法に注意！

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

業者から電話や訪問で分電盤の点検を持ち掛けられ、点検後に「交換しなければ火事になる」などと消費者の不安をあおり、その場で交換工事の契約を迫る相談が多く寄せられています。大手電力会社やその委託会社を装っているケースも見受けられます。

分電盤を含む家庭用の電気設備の点検は電力会社が法令に基づき4年に1回以上の頻度で行い、その点検の日時は事前に書面で案内があります。また、法定点検では点検後その場で調査員が工事の契約を持ち掛けることはありません。

分電盤の点検と同様にガス給湯器や太陽光発電システム、屋根などの無料点検をきっかけとし、高額で不要な工事を迫るトラブルも多く注意が必要です。

【事例】 大手電力会社から委託を受けているという業者が分電盤の点検に来た。点検の結果、交換が必要とのことでその場で交換工事の契約をした。契約の後に大手電力会社に問合せると、全く関係がない業者であることがわかった。

消費者へのアドバイス

- ①突然の電話や訪問による分電盤の無料点検は受けないようにしましょう。
- ②点検を受け、交換工事の契約を迫られたとしても「その場では契約しない」「家族や周囲の人に相談する」「複数の業者から見積りを取る」ことが重要です。十分に比較・検討しましょう。
- ③工事契約をした後でも特定商取引法上の訪問販売に該当していればクーリング・オフできる場合があります。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。
消費者ホットライン ☎188(いやや)

町営バスで巡る 冬桜旅カードイベント2026

問合せ 地域振興課 地域支援・庶務担当 ☎0274-52-3271 FAX0274-52-2848

冬桜まつり2026の開催に合わせて、阿久原簡易郵便局と町営バスのコラボイベントを開催します。期間限定の小型印を押したり、キーワードラリーに挑戦したり、メッセージを書いて旅の思い出を残したりなど、楽しみ方が盛りだくさんのカードをご用意しました。

この秋は、町営バスに乗って冬桜と地域の魅力を巡る小さな旅へ出かけてみませんか。
皆様のご参加をお待ちしています。

【イベント期間】 10月1日(木)～31日(土)※冬桜まつり10月25日(日)^(予定)を含みます。



町ホームページ



リスクに備えて加入しましょう 農業経営収入保険加入促進補助金

問合せ 経済観光課 農政担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

自然災害や市場価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少のリスクに備えて、農業経営の安定化を図るために、加入者が負担する農業経営収入保険(収入保険)の保険料の一部を補助します。

対象者 下記のすべてを満たす方(継続加入の方も対象となります)

- ・町内に住所を有すること(法人の場合は、町内に本店または主たる事務所を有すること)
- ・収入保険に係る保険関係を成立させていること
- ・町税等に滞納がないこと
- ・暴力団もしくは暴力団員でないこと、暴力団または暴力団員と密接な関係のある者でないこと

対象経費 収入保険の加入者が負担することとなる保険料(積立金、付加保険料を除く)

補助金額 対象経費の1/2以内(上限5万円) ※1人1回限り

申込み 収入保険へ加入し保険料を納付後、経済観光課窓口で申込み

必要書類

- ①補助金交付申請書
- ②収入保険証書の写しまたは収入保険に加入したことを証明できる書類
- ③保険料の額が確認できる書類

その他

- ・収入保険には青色申告を行っている農業者の方が加入できます。
- ・保険期間の満了前に収入保険を解約された場合は補助金返還の可能性があります。
- ・収入保険に継続して加入している方も補助金交付の対象となります。ただし1人1回限りです。
- ・申請額が予算限度額に達した時点で受付を終了します。
- ・収入保険の制度や加入要件等については、埼玉県農業共済組合にお問合せください。

【9月30日まで】埼玉県農業共済組合(NOSAI埼玉)本庄支所 ☎0495-21-0255

【10月1日から】埼玉県農業共済組合(NOSAI埼玉)北部統括支所 ☎048-533-8030